

西東京市立東伏見小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 基本的な考え方

西東京市は、「西東京市教育に関する大綱（平成27年7月）」の中で、本市の教育に関する重点施策をいじめの対策と虐待の対策の2点と明言した。平成28年4月には、西東京市いじめ防止対策推進条例を受けて「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」が示された。本校ではこれらを受け、「チャレンジふしみ」として掲げた学校経営の中心に、いじめのない学校づくりを置き、ここに「東伏見小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめは、「どの子にも、どの学級にも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」と考えることがいじめ対策の基本である。そのうえで、いじめを生まない、許さない学校づくりの実現を目指し、いじめから児童を守り、いじめ解決に向けた行動を促す指導を徹底したり、教師一人一人の指導力と組織的体制の向上を図ったり、保護者・地域住民・関係機関等と連携したりすることに、学校一丸となって取り組んでいく。

2 未然防止のための取組

(1) 児童・生徒への取組

- ・ 分かりやすく、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりに努める。
- ・ 気持ちのよいあいさつや相手を大切に言葉づかいの指導を徹底する。
- ・ 係・当番・委員会等の自主的な奉仕活動を通じた自己有用感をはぐくむ指導を推進する。
- ・ 行事を通じた、友達と協力して創り上げることの大切さや価値に気付かせる指導の充実を図る。
- ・ 学級・学年遊びや兄弟学年遊びを通じた、互いへの思いやりや感謝し合う心を育む指導を推進する。
- ・ 道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さやいじめに関する授業を実施する。
- ・ 児童会を中心とした「いじめのない学校づくり」キャンペーンの実施を通して、児童一人一人の心に、自発的ないじめを許さない心をはぐくむ。
- ・ インターネットやSNSの正しい使い方について、学校SNSルールに則り適切に指導する。

(2) 保護者・地域への取組

- ・ いじめ防止基本方針等について伝え、いじめのない学校づくりの実現に向けて連携を図る。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座を活用し、いじめ防止の対応等についての啓発に努める。
- ・ かっぱらっぱの読み聞かせを充実し、児童の豊かな心の育成に役立てる。
- ・ 育成会や地域協力団体が行うさまざまな児童育成事業と連携し、地域の教育力を活用する。

(3) 関係機関との取組

- ・ 児童館・学童クラブ・図書館と情報交換する機会をつくり、学校外の児童の様子把握に努める。
- ・ 民生・主任児童委員、児童館、子ども家庭支援センターと児童に関する情報交換の機会を学期1回以上もち、虐待防止に努めるとともに、虐待に起因するいじめの防止にも役立てる。

3 早期発見のための取組

- ・ 毎朝の健康観察で一人一人に声をかけ、児童の微妙な変化を見逃さないようにする。
- ・ 休み時間や給食時には児童との交流を積極的に行い、日常的な観察や話しやすい雰囲気作りに努める。
- ・ 「おかしい」「気になる」児童については、一人で判断せず常に情報を共有し、大勢の目で見守る。
- ・ 学年会や校内委員会・生活指導夕会等の機会を逃さず、気になる児童の情報交換を密に行い、必要に応じて対応策をその場で、或いは場を改めて早急に協議する。
- ・ 欠席した児童への気配りを常に心がけ、欠席が続いた場合は必ず家庭連絡する。また、3日以上欠席等については「西東京ルール」に則った対応を厳守する。
- ・ スクールカウンセラーを活用した相談体制を児童・家庭に周知し、いじめ情報等家庭との連携・共有を図る。
- ・ 学期に1回いじめ等の実態調査を行い、気になる事案については担任のみでなく、いじめ対策委員で組織的に対応する。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

様子に変化が見られる児童に対しては、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、問題の早期解決を図る。

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に対処を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。

(2) 被害児童・生徒への支援

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、徹底的に守るという姿勢を児童と保護者に伝えていくようにする。

複数の教員が見守る体制を構築し、保護者との連絡は密に行う。必要に応じて、児童と保護者の心のケアを行う。

(3) 加害児童・生徒への指導

「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。カウンセラー、教育相談、関係諸機関と連携をとり、組織で対応していく。

5 重大事態への対処

「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」に従い、以下のような対応に努める。

- ・ いじめられた児童の、安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 学校内で発生した事実を留めることなく、速やかに教育委員会に報告し、連携した対応を開始する。
- ・ 学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対応を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、田無警察署と連携した対応を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施または市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- ・ 重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）について協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

三つの合い言葉 「一人で判断しない」「情報を共有する」「管理職への報告」

- ・ 月2回いじめ対策委員会を開催し、いじめの「早期発見」「早期対応」に努める。
- ・ 気になる児童や出来事については、些細なことも管理職に報告し、対応についての指導・助言を求める。
- ・ 管理職が必要だと判断したら、生活指導主任・教育相談担当・特別支援教育コーディネーターらに、即刻いじめ対策委員会の開催を指示し、情報共有や対応策の検討に努める。また、各担当は必要に応じて、管理職にいじめ対策委員会の開催を進言する。
- ・ いじめの解決が困難と思われるときには、教育委員会のスクールアドバイザーやスクールソーシャルワーカーなどにも報告・相談し、適切な解決への手立てを講じていく。

(2) 相談体制

- ・ 児童の気になる様子や行動の見極めにスクールカウンセラーへの相談を活用する。相談した内容は記録し、生活指導主任や教育相談担当とも共有し、管理職へ報告する。
- ・ いじめた児童やいじめられた児童の背景に家庭環境等の要因があると思われる場合には、市関係部署や子ども家庭支援センター等と連携した対応を行う。
- ・ 関係機関、専門家等と日常的に相談・連携し、それぞれの機能を活かした対応を進める。
- ・ 緊急な問題が発生した場合の対応手順を次の通りとし、全教員が同じ対応をとることとする。
その場で適切な措置・指導 ⇒ (学年主任又は生活指導主任へ相談) ⇒ 管理職への報告 ⇒ いじめ防止対策委員会の開催 ⇒ 順次適切な対応や指導

7 研修体制

年度初めに、生活指導上気になる児童の情報交換を行い、共通理解を図る。月1回の校内委員会で児童の変容や対応の仕方について検討し、夏季休業中に事例研究、年度末に報告・振り返りを行う。

いじめ未然防止に関する研修を行い、ふれあい月間と併せてチェックリストによる見直しをする。

全ての児童が分かりやすく、基礎基本の定着を大切に授業や、「命の大切さ」に関する学習、DVD「STOP!いじめ」の活用方法、などについて研究授業や研修を行う。